

「便益及び費用」についての考え方

2009年11月11日

公務労協

(1) 国家公務員制度改革基本法12条の本旨は、自律的労使関係制度を措置することにある。したがって、「便益・費用」のあり方の検討は、あくまで国民の理解を得るための参考に止めるべきであり、そのあり方によって自律的労使関係の制度設計が左右されるべきではないと考える。

(2) 「便益・費用」のあり方の検討は、以下の理由から定性的な分析に止めるべきであるとする。

①便益を定量化することはおよそ不可能である。

②費用についても制度設計のあり方に大きく左右されるものであることから、詳細な制度設計が行われていない現段階で信頼性と納得性のある定量的な分析は不可能である。そうした段階で無理に数値等を公表することは、たとえ選択肢毎であっても、制度設計に予断を与えることとなり、適切ではない。

たとえば、「交渉回数の増加が見込まれる」としているが、協約締結のための交渉のルール、サイクルが固まれば、現在のように個別事案毎の交渉のスタイルより、逆に減ることも十分考えられる。人事院、総務省の二つを相手方とする交渉から使用者機関に一本化されることも交渉の回数を減じる要素として考えられる。また、「民間並みの交渉」を推計することは極めて困難ではないか。

さらに、交渉を行うに当たっての事前の調査については、第3者機関のあり方を含め選択肢を一本化していないところであり、そうした微妙な課題について費用を数値化することは制度設計に予断を与える可能性が大きく、行うべきではない。

以上のことから、詳細な制度設計が完了したのちに政府の責任で改めて検討し、国民に理解を求める努力を行うべきである。